

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【四半期会計期間】 第22期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

【会社名】 アビックス株式会社

【英訳名】 AVIX, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 熊崎友久

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1

【電話番号】 045(670)7711(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部本部長 桐原威憲

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1

【電話番号】 045(670)7711(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部本部長 桐原威憲

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第21期 第3四半期 累計期間	第22期 第3四半期 累計期間	第21期 第3四半期 会計期間	第22期 第3四半期 会計期間	第21期
会計期間	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (千円)	598,756	664,937	238,182	267,325	944,663
経常利益又は経常損失 () (千円)	166,280	58,581	36,827	5,799	179,071
四半期純利益又は四半 期(当期)純損失() (千円)	151,579	43,818	37,074	20,593	164,661
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)			822,746	822,746	822,746
発行済株式総数 (株)			195,803	195,803	195,803
純資産額 (千円)			236,838	179,938	223,756
総資産額 (千円)			1,471,854	1,227,722	1,440,372
1株当たり純資産額 (円)			1,209.58	918.98	1,142.76
1株当たり四半期 純利益又は四半期 (当期)純損失金額() (円)	1,108.01	223.79	206.47	105.18	1,087.94
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)				91.98	
1株当たり配当額 (円)					
自己資本比率 (%)			16.1	14.7	15.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	36,016	139,110			98,964
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	31,061	2,194			36,327
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	254,535	85,254			346,912
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			114,258	218,178	162,127
従業員数 (名)			26	27	26

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4 従業員数は、就業人員数を表示しております。

5 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、第21期第3四半期累計(会計)期間及び第21期並びに第22期第3四半期累計期間は、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。
また、主要な会社関係についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	27
---------	----

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期会計期間における生産実績を製品種別ごとに示すと、次のとおりであります。

区分	第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
ポールビジョン大型	51,151	1,116.2
サイバービジョン(屋外)	16,843	10.5
その他情報機器	3,384	83.7
合計	71,379	62.6

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 上記の金額には、工事加工費が含まれております。

(2) 受注実績

当社は、一部受注生産しておりますが、基本的には代理店、ユーザー等から入手する設備投資情報に基づく見込生産を行っているため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

区分	第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
(情報機器事業収入)	117,329	1.1
ポータルビジョン大型	92,820	377.1
サイバービジョン(屋外)	14,911	78.4
その他情報機器	9,598	68.1
(運営事業収入)	123,715	48.0
コンテンツ収入	48,037	22.1
メンテナンス収入	51,498	194.2
広告媒体収入	14,150	447.5
その他	10,029	445.8
(アセット事業収入)	26,279	27.0
レンタル収入	15,943	45.3
ix-board	10,336	51.3
合計	267,325	12.2

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第3四半期会計期間		当第3四半期会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
大新東株式会社			86,520	32.4
株式会社マルハン	52,233	21.9	9,482	3.5
三菱UFJリース株式会社	44,100	18.5		

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間末においても重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上する状況を解消できていないことから、継続企業の前提に関する重要な疑義が生じております。

当社は、この状況を解消するために、平成22年4月16日に2010アビックス三ヵ年計画を策定いたしました。「大口受注が無くても安定的に黒字化を実現する新生アビックス」の達成に邁進した結果、当第3四半期会計期間において営業損益の黒字化を達成しております。これは経費の削減、安定収益事業への強化を図る一方で、自社開発の技術優位性を活かした製品の販売実績が大幅に増加したことによるものであります。今後も収益基盤の強化を図り、計画の達成に努めてまいります。

また、親会社であるジャパン・ブレイクスルー2004投資事業有限責任組合を無限責任組合員として運営管理しており、当社が事業サポートを受けている株式会社JBFパートナーズにおいても、今後の事業方針については、十分に理解して頂いており、共に事業発展を目指すことが出来るものと考えております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期会計期間におけるわが国の経済は、新興国市場の需要拡大や政府の景気対策による消費支出の下支え等を背景に、全体として緩やかな回復基調にあるものの、長引くデフレや急激な円高の進行、欧州の財政不安などにより、景気の先行きには不透明感が残る状況で推移しました。

このような環境の中、当社はマーケットが拡大しているプロモーションメディアであるデジタルサイネージに的を絞り、安定的な収益基盤となる映像コンテンツの制作・配信やアフターセールスを含むメンテナンス、デジタルサイネージの利用者向けに、店舗前の歩行者を自動集計・属性分析するシステム「リアルなう」サービスの運営事業、ix-board（イクスボード）やレンタルといったアセット事業の展開を図ってまいりました。

LED表示機の販売を行う情報機器事業につきましては、目の残像効果を利用し、少ないLEDで大きな文字列や映像を表示できる、大型LED表示機ポールビジョン（当社特許製品）の販売実績が大幅に増加しました。これは、渋谷の商業ビル屋上の大型ネオン看板をポールビジョンにリニューアルした設置実績に代表されるように、LEDの明るさや表現の豊かさだけでなく、省エネ・エコといった環境への意識の高まりや、小型表示機ix-boardの事業展開により時間軸・環境軸を活用した文字表示による集客・販売促進が注目された事が販売実績に繋がり、引き続き販売拡大が見込まれております。

運営事業につきましては、販売、設置を行ったLED表示機がメンテナンスの時期に入っていることから、メンテナンスに関連する業績については、引き続き拡大しており、「リアルなう」サービスについては、顧客ニーズを的確に捉え、順調にスタートいたしました。

アセット事業につきましては、ix-board、レンタル共に堅調に推移しております。当社はレンタルの強化、拡大を視野にハイスピードLED表示システムを開発いたしました。スーパースローカメラで撮影しても綺麗なスロー再生画面を映すことができるため、屋内競技場やスタジアムに多用される大型ビジョンでスポーツ中継の表現力を上げる要素としてニーズは高まる傾向にあり、今後のレンタルの拡大に寄与するものと思われれます。

以上により、当第3四半期会計期間の売上高は267,325千円（前年同四半期比12.2%増）、営業利益5,821千円（前年同四半期は営業損失33,791千円）、経常利益5,799千円（前年同四半期は経常損失36,827千円）、四半期純利益は20,593千円（前年同四半期は四半期純損失37,074千円）となり、売上が第4四半期に偏重する傾向のある当社において、運営事業やアセット事業の安定収益事業の収益増加と大型表示機の販売拡大により、第3四半期での期間損益の黒字化を実現しました。また、当第3四半期累計期間は売上高664,937千円（前年同期比11.1%増）、営業損失58,106千円（前年同期は営業損失160,291千円）、経常損失58,581千円（前年同期は経常損失166,280千円）、四半期純損失43,818千円（前年同期は四半期純損失151,579千円）となりました。

(2) 財政状態の分析

資産

当第3四半期会計期間末における資産合計は前事業年度末に比べ212,650千円減の1,227,722千円となりました。

流動資産は、前事業年度末比132,077千円減の816,059千円となりました。その主な要因は、売上債権の回収による受取手形、売掛金の減少と既存在庫の払出による棚卸資産の減少によるものです。

固定資産は、前事業年度末比80,573千円減の411,662千円となりました。その主な要因は、レンタル資産の償却による有形固定資産の減少によるものです。

負債

負債合計は、前事業年度末比168,832千円減の1,047,783千円となりました。その主な要因は、仕入債務の支払による支払手形及び買掛金の減少、1年内返済予定の長期借入金の返済と1年内償還予定の社債の償還を行ったことによるものです。

純資産

純資産合計は、前事業年度末比43,818千円減の179,938千円となっております。その主な要因は、四半期純損失の計上（43,818千円）等によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物は、第2四半期会計期間末に比べ33,379千円増加し、当第3四半期会計期間末には218,178千円となりました。

当第3四半期会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間における営業活動による資金は、税引前四半期純利益20,831千円、棚卸資産の減少9,967千円により、44,313千円の収入（前年同四半期3,364千円の支出）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間における投資活動による資金は、有形固定資産の取得による支出により、818千円の支出（前年同四半期は286千円の支出）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期会計期間における財務活動による資金は、借入金の返済による支出とリース債務の支払により10,115千円の支出（前年同四半期39,403千円の支出）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期会計期間の研究開発費の総額は825千円であります。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因および経営戦略の現状と見通し

生活環境の変化等により家庭にいる時間が少なくなり、屋外で過ごす時間が長くなる中、デジタルサイネージと呼ばれる屋外媒体が注目されてきております。当社は、このデジタルサイネージの流れを追い風として、看板を映像化しタイミングよく放映することで、集客と売上アップを図ることを事業の目的にしてまいりました。パチンコホールにおいてはこの広告手法は完全に普及しており、当社顧客基盤のコアとなっております。

当社はパチンコホール業界だけではなく、小売店や飲食店、カーディーラーをはじめとした幅広い業態に対し、デジタルサイネージの集客効果等を十分にアピールしてその普及に注力してまいりました。なか

でも、「リアルなう」「ハイスピードLED表示システム」の新たなサービス提供は既存顧客の評価も高く徐々に浸透し始め、安定収益の獲得に結びついております。

月次での安定収益を拡大することで、営業キャッシュ・フローが継続的に黒字化し、当初の目的である「大口受注が無くても安定的に黒字化を実現する新生アビックス」を達成することができると考えております。

(7) 重要事象等の分析

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、継続企業の前提に関する重要な疑義が生じております。

当社は、この状況を解消するために、平成22年4月16日に2010アビックス三ヵ年計画を策定いたしました。「大口受注が無くても安定的に黒字化を実現する新生アビックス」の達成に邁進した結果、当第3四半期会計期間において営業損益の黒字化を達成しております。これは経費の削減、安定収益事業への強化を図る一方で、自社開発の技術優位性を活かした製品の販売実績が大幅に増加したことによるものであります。今後も収益基盤の強化を図り、計画の達成に努めてまいります。

「2010アビックス三ヵ年計画」の主な内容は次のとおりであります。

1. ローコスト体質の継続

当三ヵ年計画では、月次での営業キャッシュ・フローを意識し、各取引の資金収支を黒字化することで、年次での営業キャッシュ・フローが黒字化され、事業の継続、事業資金の安定化が達成され则认为しております。

また、そのために、経費の平均月額を45百万円から、さらに42百万円まで削減、維持し、売上規模の拡大を実現することで、継続的な収益体質の確立を達成することができると考えております。

具体的な施策は、以下のとおりです。

- ・ プロジェクト単位の収益管理で固定経費の削減および、在庫削減

当社は、一つ一つの案件に対するコスト意識を明確にしていくため、プロジェクト毎の管理を強化してまいります。キャッシュ・フローを指標として、案件ごとの収益を明確にし、在庫の有効活用および関連するコストの無駄をなくしてまいります。それにより、在庫管理がさらに厳密化され、在庫保有を小さくし、ローコストの維持につながると考えております。

- ・ アウトソーシングの有効活用

当社は、現状の経費水準を維持しながら、売上規模の拡大を達成していくことで、継続的な収益体質が確立できるものと考えております。売上規模の拡大に伴う人員の増加は、協力会社との連携を強化することで最低限に抑え、固定費としての経費を安定させるというものです。そのため、事業を多角的に捉え協力会社に的確な指示を出し、効率的に成果をあげる人材の育成にも注力してまいります。

上記により、売上増加に伴う人件費の増大をアウトソーシングによる経費とし、売上に伴う変動費として考えていきます。

2. 安定収益事業の拡大

当三ヵ年計画において、安定収益の拡大は最重要課題であると認識しております。

安定収益事業の基盤は出来ておりますが、今後さらに拡大していくための主な具体的な施策は、以下のとおりです。

- ・ メンテナンスサービスの拡大

メンテナンスについては、当社製品であるLED表示機が本格的な販売により普及し始めて5年から

7年ほど経過する段階に入っており、消耗品である電源などの交換時期を迎えております。消耗品は、経年劣化により故障の原因となることから、引き続き消耗品等の販促活動を積極的に実施することで、顧客満足度を上げ、リニューアルや新製品への買い替えなどを勧めてまいります。今後も、設置後5年以上経過するメンテナンス、リニューアル対象機器は増加するため、安定収益事業の一つの柱として年10%程度の増収を見込んでおります。

・ ハード（機器）を含めたASP事業拡大

当社は、平成21年3月期第1四半期より新製品であるix-boardを市場投入いたしました。ix-boardは、ユーザーが、自身の携帯電話やパソコンからWebを通して当社サーバーにインストールされたアプリケーションソフトを利用し、簡単に映像コンテンツを変更できる小型の映像看板になります。エンドユーザーは難しい専用のコントローラなどに触ることなく、手軽に日々映像看板の意匠変更を行っていただくことが可能となります。ix-boardは、パチンコホール業界のみならず、飲食店、物販店、コンビニエンスストアなどをターゲットに開発されたものであり、平成22年3月期においても堅調に推移しております。このix-boardの特徴は、販売は行わず、当社のリースによる導入を行っていることです。これは、ハードを提供するというのではなく、ハードの提供を含めたアプリケーションソフトを提供する事業と考えているためです。当社のリースによる金融リスクに関しては、ユーザーから契約時に申込金として月々のサービス使用料（リース料）の数ヶ月分を預り金としていただいております。当社としてはリスクヘッジしたリース業務となっております。また、当社のサーバーを通してお客様に運営を行ってもらうため、当社から誘客・採用・広告収入に関するノウハウを直接、リアルタイムにユーザーに供給することが可能であるため、より運用効果の高いものとなっております。

このように、ix-boardは、ハードの提供を含めたASP事業であり、金融リスクを最低限に抑えた安定収益事業となっております。

また、第1四半期会計期間より、沖電気工業と協同で、デジタルサイネージ（電子看板）の利用者向けに、店舗前の歩行者を自動集計・分析するシステム「リアルなう」のサービス開始を発表しました。「リアルなう」は、屋外では世界初となる広告画面に取り付けたカメラで、店舗の前を通行する人数だけでなく、デジタルサイネージを見た人の数と、性別・年齢を自動的に集計することにより、潜在的な顧客数や放映した広告毎の人気を把握することができるようになり、各種マーケティングでの活躍が期待できることから、デジタルサイネージの必須アイテムとして、今後の利用拡大とともに、安定収益事業としての増収が見込まれます。

いずれのASP事業も、最重要事業として、ユーザーのニーズを的確に捉え、アプリケーションソフトの充実をはかり、より良いサービスを提供することで、マーケットの拡大展開を進めてまいります。

なお、当社は拡大展開を進めていく上で、日商エレクトロニクス株式会社との資本・業務提携新をし、新たなラインナップとして高輝度液晶を加えました。今までの液晶は輝度が低く、屋外の潜在顧客には見えにくいいため、効果が期待できませんでしたが、高輝度液晶がラインナップに加わったことで、高精細な映像や集客につながるインパクトのある映像を提供することができる様になり、より多くのユーザーのニーズに応えられる様になりました。この高輝度液晶もハードの提供を含めたASP事業として拡大展開を図っており、安定収益事業の一役を担うものと考えております。

・ レンタル事業の強化

レンタル事業を立ち上げて、2年経過し、売上規模も着実に拡大しております。当初は、既存顧客であるパチンコホール業界を中心に展開を進めておりましたが、現在は、ホームページ等のインターネットを経由した問い合わせが増加し、スポーツ業界を筆頭にパチンコホール業界以外のイベントなどでの利用が増えてまいりました。スポーツのテレビ中継等を見ても分かる通り、室内競技、屋

外競技を問わず、大会会場には必ずといっていいほど、大型の表示機が設置されております。これは、全国大会や世界大会など主要な大会に限らず大型の映像表示機を利用することが一般的となっております。そこで当社は、日本テレビ放送網株式会社、株式会社日テレ・テクニカル・リソースズと共同でハイスピードLED表示システムを開発しました。この表示システムは、スーパースローカメラで撮影しても綺麗なスロー再生画面を映すことができるため、屋内競技場やスタジアムに多用される大型ビジョンでスポーツ中継の表現力を上げる要素としてニーズは高まる傾向にあります。今後は、既存顧客へのサービス提供に加え、スポーツ業界、イベントでのレンタルニーズを的確に捉え、メーカー直の利点である安さ・安心・開発力を武器に拡大展開してまいります。

以上のように、当社は将来的に安定した収益の確保が可能となるよう、計画の達成に努めてまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間に以下の設備を取得いたしました。

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		工具、器具 及び備品	レンタル資産	リース資産	合計	
本社 (横浜市西区)	工具、器具及び備品、 レンタル資産、 リース資産	1,081	6,034	1,942	9,057	27

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、前四半期会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について重要な変更並びに設備計画の完了はありません。また、当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000
計	600,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	195,803	195,803	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、単元株制度は採用していません。
計	195,803	195,803		

(注)発行済株式のうち101,207株は現物出資(新株予約権付社債384,586千円)によるものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権付社債

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権付社債

(イ)平成18年11月13日開催取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権付社債の残高	200百万円
新株予約権の数	2個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注)1,2,4	3,236株
新株予約権の行使時の払込金額	61,800円
新株予約権の行使期間	平成19年1月1日から 平成23年11月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(注)2,4	発行価格 61,800円 資本組入額 30,900円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債と本新株予約権のうち的一方のみを譲渡することはできない。

<p>代用払込みに関する事項</p>	<p>本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の満期日である平成23年11月30日の償還価額と同額とします。 ただし、交付株式数に転換価額61,800円を乗じた額（ただし、転換価額の調整が行われた場合は調整後の転換価額）を乗じた額が、行使請求する本新株予約権に係る本社債の満期日の償還価額を下回る場合には、本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る当該差額部分を除いたものとし、この場合の当該本社債の価額は当該本社債の満期日の償還価額から当該価額を差し引いた額とします。</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>(注)5</p>

(注1) 新株予約権の目的となる株式の数は、社債の払込金額の総額を、新株予約権行使時の払込金額で除して得られる最大整数とし、1株未満の端数が生じた場合は現金による精算を行います。

(注2) 当社は、次に定めるとおり、新株予約権付社債の転換価額の調整を行う。

新株予約権付社債の発行後、下記 に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 下記 () に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、下記 () 記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は下記 () 記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする、以下同じ。）の翌日以降、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

() 当社普通株式について株式分割又は株式無償割当てを行う場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

() 下記 () に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式、当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）、又は行使することにより当社普通株式若しくは当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む、以下同じ。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される証券（権利）又は新株予約権（以下「取得請求権付証券等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして（当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして）転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付証券等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付証

券等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして（当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして）上記 に定める転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

（ ）上記 （ ）乃至（ ）の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 （ ）乃至（ ）にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については 下記（注3）の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、下記（注4）の規定に従って現金による精算を行う。

（ ） 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

（ ） 上記 に定める転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、上記 （ ）の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社ジャスダック証券取引所（当社普通株式の株式会社ジャスダック証券取引所への上場が廃止された上で、当社普通株式が他の証券取引所に上場される場合には、当該他の証券取引所（当該他の証券取引所が複数の場合には、当社普通株式の普通取引の出来高等を考慮して、当社が最も合理的に適切と判断し、本新株予約権付社債の社債権者の同意を得た証券取引所））における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

（ ） 上記 に定める転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、又、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。又、上記 （ ）の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

上記 の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、合理的に必要な転換価額の調整を行う。

（ ） 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

（ ） その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

（ ） 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（注3）株券の交付方法

当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。

（注4）（注2） （ ）に定める1株未満の端数が生じた場合は、調整前転換価額から調整後転換価額を減じた額に調整前転換価額により同（ ）に定める期間内に交付された株式数を乗じた額から同（ ）の規定に従い交付する株式数に調整後転換価額を乗じた額を差し引いた額を、行使請求する本新株予約権に係る本社債の償還金として、追加で支払う。

（注5）当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権で、以下の から までの内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は再

編対象会社に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、当該本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付し、再編対象会社が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編成対象会社の承継新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債にかかる本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

承継新株予約権の目的たる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

承継新株予約権の目的たる再編成対象会社の株式の数

当該組織再編成行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の転換価額を（注2）に準じた調整を行ったうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。なお、組織再編成行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、（注2）の調整に準じた調整を行う。

承継新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額

交付される各承継新株予約権の行使に際して出資する目的とされる財産は、当該各承継新株予約権に係る本社債とし、当該各社債の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める価額と同額とする。

承継新株予約権の行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(口)平成18年11月13日開催取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権付社債の残高 (注)5	300百万円
新株予約権の数 (注)5	3個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (注)1,2,4,5	4,854株
新株予約権の行使時の払込金額	61,800円
新株予約権の行使期間	平成20年12月1日から 平成23年11月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (注)2,4	発行価格 61,800円 資本組入額 30,900円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債と本新株予約権のうち的一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の満期日である平成23年11月30日の償還価額と同額とします。 ただし、交付株式数に転換価額61,800円を乗じた額（ただし、転換価額の調整が行われた場合は調整後の転換価額）を乗じた額が、行使請求する本新株予約権に係る本社債の満期日の償還価額を下回る場合には、本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る当該差額部分を除いたものとし、この場合の当該本社債の価額は当該本社債の満期日の償還価額から当該価額を差し引いた額とします。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)
--------------------------	------

(注1) 新株予約権の目的となる株式の数は、社債の払込金額の総額を、新株予約権行使時の払込金額で除して得られる最大整数とし、1株未満の端数が生じた場合は現金による精算を行います。

(注2) 当社は、次に定めるとおり、新株予約権付社債の転換価額の調整を行う。

新株予約権付社債の発行後、下記に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 下記 () に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、下記 () 記載の証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は下記 () 記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

() 当社普通株式について株式分割又は株式無償割当てを行う場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

() 下記 () に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式、当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は行使することにより当社普通株式若しくは当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(以下「取得請求権付証券等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして(当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして)転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付証券等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付証券等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして(当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして)上記に定める転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

() 上記 () 乃至 () の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 () 乃至 () にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については、下記(注3)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、下記(注4)の規定に従って現金による精算を行う。

() 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

() 上記に定める転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、上記()の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社ジャスダック証券取引所(当社普通株式の株式会社ジャスダック証券取引所への上場が廃止された上で、当社普通株式が他の証券取引所に上場される場合には、当該他の証券取引所(当該他の証券取引所が複数の場合には、当社普通株式の普通取引の出来高等を考慮して、当社が最も合理的に適切と判断し、本新株予約権付社債の社債権者の同意を得た証券取引所)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

() 上記に定める転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、又、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。又、上記()の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

上記の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、合理的に必要な転換価額の調整を行う。

() 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

() その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

() 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(注3) 株券の交付方法

当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。

(注4) (注2) ()に定める1株未満の端数が生じた場合は、調整前転換価額から調整後転換価額を減じた額に調整前転換価額により同()に定める期間内に交付された株式数を乗じた額から同()の規定に従い交付する株式数に調整後転換価額を乗じた額を差し引いた額を、行使請求する本新株予約権に係る本社債の償還金として、追加で支払う。

(注5) 平成21年6月19日の第三者割当増資において、当該新株予約権付社債の一部が現物出資されております。

(注6) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権で、以下の から までの内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は再編対象会社に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、当該本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付し、再編対象会社が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債にかかる本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

承継新株予約権の目的たる再編成対象会社の株式の数

当該組織再編成行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の転換価額を（注2）に準じた調整を行ったうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。なお、組織再編成行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、（注2）の調整に準じた調整を行う。

承継新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額

交付される各承継新株予約権の行使に際して出資する目的とされる財産は、当該各承継新株予約権に係る本社債とし、当該各社債の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める価額と同額とする。

承継新株予約権の行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

（八）平成20年5月23日開催取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権付社債の残高	350百万円
新株予約権の数	7個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注）1, 2, 4	19,999株
新株予約権の行使時の払込金額	17,500円
新株予約権の行使期間	平成20年7月10日から 平成24年11月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（注）2, 4	発行価格 17,500円 資本組入額 8,750円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債と本新株予約権のうち的一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の満期日である平成24年11月30日の償還価額と同額とします。 ただし、本新株予約権付社債の社債権者は、その選択により、平成20年7月10日以降、当社に対して、償還すべき日の10営業日以上60営業日以内の事前通知を行い、かつ、当該通知書記載の繰上償還日までに本新株予約権付社債券を償還金支払場所に提出することにより、当該繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有します。 また、交付株式数に転換価額17,500円を乗じた額（ただし、転換価額の調整が行われた場合は調整後の転換価額）を乗じた額が、行使請求する本新株予約権に係る本社債の満期日の償還価額を下回る場合には、本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る当該差額部分を除いたものとし、この場合の当該本社債の価額は当該本社債の満期日の償還価額から当該価額を差し引いた額とします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注1）新株予約権の目的となる株式の数は、社債の払込金額の総額を、新株予約権行使時の払込金額で除して得られる最大整数とし、1株未満の端数が生じた場合は現金による精算を行います。

（注2）当社は、次に定めるとおり、新株予約権付社債の転換価額の調整を行う。

新株予約権付社債の発行後、下記 に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、次に定める算式をもって
転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 下記 () に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、下記 ()記載の証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は下記()記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

() 当社普通株式について株式分割又は株式無償割当てを行う場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

() 下記 () に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式、当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は行使することにより当社普通株式若しくは当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の転換価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(以下「取得請求権付証券等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして(当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして)転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付証券等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付証券等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして(当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして)上記 に定める転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

() 上記 () 乃至 () の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 () 乃至 () にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株券の交付については、下記(注3)の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、下記(注4)の規定に従って現金による精算を行う。

() 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

() 上記に定める転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、上記()の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社ジャスダック証券取引所(当社普通株式の株式会社ジャスダック証券取引所への上場が廃止された上で、当社普通株式が他の証券取引所に上場される場合には、当該他の証券取引所(当該他の証券取引所が複数の場合には、当社普通株式の普通取引の出来高等を考慮して、当社が最も合理的に適切と判断し、本新株予約権付社債の社債権者の同意を得た証券取引所)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

() 上記に定める転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、又、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。又、上記()の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

上記の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、合理的に必要な転換価額の調整を行う。

() 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

() その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

() 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(注3) 株券の交付方法

当社は、行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。

(注4) (注2) ()に定める1株未満の端数が生じた場合は、調整前転換価額から調整後転換価額を減じた額に調整前転換価額により同()に定める期間内に交付された株式数を乗じた額から同()の規定に従い交付する株式数に調整後転換価額を乗じた額を差し引いた額を、行使請求する本新株予約権に係る本社債の償還金として、追加で支払う。

(注5) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権で、以下の から までの内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は再編対象会社に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、当該本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付し、再編対象会社が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編成対象会社の承継新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債にかかる本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

承継新株予約権の目的たる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

承継新株予約権の目的たる再編成対象会社の株式の数

当該組織再編成行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の転換価額を(注2)に準じた調整を行ったうえで、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。なお、組織再編成行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、(注2)の調整に準じた調整を行う。

承継新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額

交付される各承継新株予約権の行使に際して出資する目的とされる財産は、当該各承継新株予約権に係る本

社債とし、当該各社債の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める価額と同額とする。

承継新株予約権の行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(二)平成21年10月28日開催取締役会決議

	第3 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権付社債の残高	50百万円
新株予約権の数	5 個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (注) 1, 2, 3	9,430株
新株予約権の行使時の払込金額	5,300円
新株予約権の行使期間	平成22年 5月19日から 平成23年10月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (注) 2, 3	発行価格 5,300円 資本組入額 2,650円
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債と本新株予約権のうち的一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の満期日である平成23年10月31日の償還価額と同額とします。 また、交付株式数に転換価額5,300円を乗じた額(ただし、転換価額の調整が行われた場合は調整後の転換価額)を乗じた額が、行使請求する本新株予約権に係る本社債の満期日の償還価額を下回る場合には、本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る当該差額部分を除いたものとし、この場合の当該本社債の価額は当該本社債の満期日の償還価額から当該差額を差し引いた額とします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注1) 新株予約権の目的となる株式の数は、社債の払込金額の総額を、新株予約権行使時の払込金額で除して得られる最大整数とし、1株未満の端数が生じた場合は現金による精算を行います。

(注2) 当社は、次に定めるとおり、新株予約権付社債の転換価額の調整を行う。

新株予約権付社債の発行後、下記 に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \right) \div \text{既発行株式数} + \text{交付株式数}$$

転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 下記 () に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(ただし、下記 () 記載の証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は下記 () 記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

（ ） 当社普通株式について株式分割又は株式無償割当てを行う場合

調整後の転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

（ ） 下記（ ）に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式、当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）、又は行使することにより当社普通株式若しくは当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、発行される証券（権利）又は新株予約権（以下「取得請求権付証券等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして（当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして）転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付証券等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付証券等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして（当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式若しくは当社普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券（権利）又は取得させることができる証券（権利）、又は当社普通株式を交付することと引換えに取得される株式又は取得させることができる株式の交付を受けることができる新株予約権の場合、さらに当該株式又は当該新株予約権の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして）上記に定める転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

（ ） 上記（ ）乃至（ ）の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記（ ）乃至（ ）にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、下記（注3）の規定に従って現金による精算を行う。

（ ） 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

（ ） 上記に定める転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日（ただし、上記（ ）の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社ジャスダック証券取引所（当社普通株式の株式会社ジャスダック証券取引所への上場が廃止された上で、当社普通株式が他の証券取引所に上場される場合には、当該他の証券取引所（当該他の証券取引所が複数の場合には、当社普通株式の普通取引の出来高等を考慮して、当社が最も合理的に適切と判断し、本新株予約権付社債の社債権者の同意を得た証券取引所））における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

() 上記 に定める転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、又、基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。又、上記 () の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

上記 の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、合理的に必要な転換価額の調整を行う。

() 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

() その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

() 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(注3) (注2) () に定める1株未満の端数が生じた場合は、調整前転換価額から調整後転換価額を減じた額に調整前転換価額により同() に定める期間内に交付された株式数を乗じた額から同() の規定に従い交付する株式数に調整後転換価額を乗じた額を差し引いた額を、行使請求する本新株予約権に係る本社債の償還金として、追加で支払う。

(注4) 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権で、以下の から までの内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は再編対象会社に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、当該本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付し、再編対象会社が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編成対象会社の承継新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債にかかる本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

承継新株予約権の目的たる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

承継新株予約権の目的たる再編成対象会社の株式の数

当該組織再編成行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の転換価額を(注2)に準じた調整を行ったうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。なお、組織再編成行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、(注2)の調整に準じた調整を行う。

承継新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額

交付される各承継新株予約権の行使に際して出資する目的とされる財産は、当該各承継新株予約権に係る本社債とし、当該各社債の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める価額と同額とする。

承継新株予約権の行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年12月31日		195,803		822,746		418,656

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 195,803	195,803	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	195,803		
総株主の議決権		195,803	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	10,400	9,090	7,480	6,380	5,800	5,480	4,600	4,640	7,540
最低(円)	4,900	5,330	5,700	5,100	4,965	4,500	2,990	3,120	3,650

(注)最高・最低株価は、平成22年10月11日以前は大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成していません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	218,178	162,127
受取手形及び売掛金	136,965	270,543
商品及び製品	299,473	354,775
仕掛品	442	312
原材料及び貯蔵品	149,468	143,589
その他	11,746	17,589
貸倒引当金	216	801
流動資産合計	816,059	948,136
固定資産		
有形固定資産		
車両運搬具(純額)	1 1,307	1 1,902
工具、器具及び備品(純額)	1 100,864	1 114,403
レンタル資産(純額)	1 219,747	1 268,634
リース資産(純額)	1 20,473	1 18,192
有形固定資産合計	1 342,393	1 403,133
無形固定資産		
	3,366	2,983
投資その他の資産		
その他	67,100	93,587
貸倒引当金	1,197	7,468
投資その他の資産合計	65,902	86,119
固定資産合計	411,662	492,236
資産合計	1,227,722	1,440,372
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	64,566	115,578
1年内返済予定の長期借入金	-	30,000
1年内償還予定の社債	-	50,000
1年内償還予定の新株予約権付社債	550,000	-
未払法人税等	1,536	3,581
製品保証引当金	4,308	28,095
その他	48,490	61,674
流動負債合計	668,902	288,929
固定負債		
新株予約権付社債	350,000	900,000
その他	28,881	27,686
固定負債合計	378,881	927,686
負債合計	1,047,783	1,216,616
純資産の部		
株主資本		
資本金	822,746	822,746
資本剰余金	418,656	418,656
利益剰余金	1,061,464	1,017,646
株主資本合計	179,938	223,756
純資産合計	179,938	223,756
負債純資産合計	1,227,722	1,440,372

(2)【四半期損益計算書】
 【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	598,756	664,937
売上原価	353,845	345,964
売上総利益	244,911	318,972
販売費及び一般管理費	¹ 405,203	¹ 377,079
営業損失()	160,291	58,106
営業外収益		
受取利息	98	37
受取手数料	-	84
受取賃貸料	-	153
保険差益	1,186	-
還付加算金	945	-
その他	422	60
営業外収益合計	2,653	335
営業外費用		
支払利息	2,345	579
社債利息	2,777	167
株式交付費	2,047	-
その他	1,471	62
営業外費用合計	8,642	809
経常損失()	166,280	58,581
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	6,856
製品保証引当金戻入額	-	10,494
債務免除益	15,413	-
その他	27	158
特別利益合計	15,440	17,509
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,034
特別損失合計	-	2,034
税引前四半期純損失()	150,839	43,105
法人税、住民税及び事業税	740	712
法人税等合計	740	712
四半期純損失()	151,579	43,818

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	238,182	267,325
売上原価	139,222	142,796
売上総利益	98,960	124,528
販売費及び一般管理費	1 132,751	1 118,706
営業利益又は営業損失()	33,791	5,821
営業外収益		
受取手数料	220	84
受取賃貸料	-	51
その他	51	-
営業外収益合計	271	135
営業外費用		
支払利息	547	151
社債利息	754	-
株式交付費	1,577	-
その他	428	5
営業外費用合計	3,308	157
経常利益又は経常損失()	36,827	5,799
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	6,754
製品保証引当金戻入額	-	8,277
特別利益合計	-	15,031
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	36,827	20,831
法人税、住民税及び事業税	246	237
法人税等合計	246	237
四半期純利益又は四半期純損失()	37,074	20,593

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失()	150,839	43,105
減価償却費	94,237	92,977
ソフトウェア償却費	1,397	681
貸倒引当金の増減額(は減少)	373	6,856
製品保証引当金の増減額(は減少)	430	23,786
受取利息及び受取配当金	98	37
支払利息	2,345	579
社債利息	2,777	167
株式交付費	2,047	-
債務免除益	15,413	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,034
売上債権の増減額(は増加)	85,112	154,848
たな卸資産の増減額(は増加)	2 84,001	2 20,116
未収消費税等の増減額(は増加)	35,090	-
仕入債務の増減額(は減少)	23,583	51,011
未払金の増減額(は減少)	7,085	6,384
未払法人税等(外形標準課税)の増減額(は減少)	1,076	1,808
未払消費税等の増減額(は減少)	9,509	14,741
その他	5,127	16,973
小計	29,547	140,648
利息及び配当金の受取額	98	37
利息の支払額	5,617	625
法人税等の支払額	950	950
営業活動によるキャッシュ・フロー	36,016	139,110
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	30,067	-
有形固定資産の取得による支出	1,052	2,549
有形固定資産の売却による収入	2,711	4,884
無形固定資産の取得による支出	1,048	140
その他	384	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	31,061	2,194
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	164,568	30,000
株式の発行による収入	212,908	-
社債の償還による支出	350,000	50,000
新株予約権付社債の発行による収入	49,900	-
リース債務の返済による支出	2,776	5,254
財務活動によるキャッシュ・フロー	254,535	85,254
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	259,490	56,050
現金及び現金同等物の期首残高	373,748	162,127
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 114,258	1 218,178

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 会計処理基準に関する事項の変更

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用

第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、当第3四半期累計期間の営業損失及び経常損失はそれぞれ182千円、税引前四半期純損失は2,216千円増加しております。

【表示方法の変更】

当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間において、営業外収益の「その他」に含めていた「受取手数料」は営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第3四半期会計期間では区分掲記することとしております。なお、前第3四半期累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「受取手数料」は220千円であります。

当第3四半期会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)	
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している固定資産については、当事業年度にかかる減価償却の額を期間按分して算定する方法によっております。
2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前事業年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 730,310千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 637,333千円

(四半期損益計算書関係)

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費の主なものは次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費の主なものは次のとおりであります。
役員報酬 27,120千円	役員報酬 28,200千円
給料手当 90,645千円	給料手当 94,041千円
賞与 17,906千円	賞与 18,475千円
貸倒引当金繰入額 373千円	荷造運賃 11,975千円
荷造運賃 11,510千円	広告宣伝費 36,624千円
広告宣伝費 43,649千円	支払手数料 43,305千円
支払手数料 49,867千円	支払地代家賃 31,015千円
支払地代家賃 31,264千円	研究開発費 5,185千円
研究開発費 2,401千円	減価償却費 9,800千円
減価償却費 13,457千円	

第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費の主なものは次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費の主なものは次のとおりであります。
役員報酬 9,240千円	役員報酬 9,480千円
給料手当 30,329千円	給料手当 31,350千円
賞与 6,122千円	賞与 6,139千円
貸倒引当金繰入額 356千円	貸倒引当金繰入額 514千円
荷造運賃 3,862千円	荷造運賃 3,876千円
広告宣伝費 11,637千円	広告宣伝費 12,564千円
支払手数料 15,805千円	支払手数料 10,946千円
支払地代家賃 10,335千円	支払地代家賃 10,340千円
研究開発費 1,319千円	研究開発費 825千円
減価償却費 4,540千円	減価償却費 3,518千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)												
<p>1 現金及び現金同等物の当第3四半期累計期間末残高と当第3四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(平成21年12月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">114,258千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月超の定期預金</td> <td style="text-align: right;">_____</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">114,258千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	114,258千円	預入期間が3か月超の定期預金	_____	現金及び現金同等物	114,258千円	<p>1 現金及び現金同等物の当第3四半期累計期間末残高と当第3四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: right;">(平成22年12月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">218,178千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月超の定期預金</td> <td style="text-align: right;">_____</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">218,178千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	218,178千円	預入期間が3か月超の定期預金	_____	現金及び現金同等物	218,178千円
現金及び預金	114,258千円												
預入期間が3か月超の定期預金	_____												
現金及び現金同等物	114,258千円												
現金及び預金	218,178千円												
預入期間が3か月超の定期預金	_____												
現金及び現金同等物	218,178千円												
<p>2 営業活動によるキャッシュ・フローのたな卸資産の増減額には、たな卸資産からレンタル資産（有形固定資産）への振替金額10,734千円及びレンタル資産（有形固定資産）から棚卸資産への振替金額4,920千円が含まれています。</p>	<p>2 営業活動によるキャッシュ・フローのたな卸資産の増減額には、たな卸資産からレンタル資産（有形固定資産）への振替金額29,175千円が含まれています。</p>												

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	195,803

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権の四半期会計期間末残高

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は電子広告看板の製造、販売、運営及びアフターサービスを主な事業とする単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

(追加情報)

第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
918.98円	1,142.76円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	179,938	223,756
普通株式に係る純資産額(千円)	179,938	223,756
差額の主な内訳(千円)		
普通株式の発行済株式数(株)	195,803	195,803
普通株式の自己株式数(株)		
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (株)	195,803	195,803

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 1,108.01円	1株当たり四半期純損失金額 223.79円
なお、潜在株式数調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。	なお、潜在株式数調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期損益計算書上の四半期純損失(千円)	151,579	43,818
普通株式に係る四半期純損失(千円)	151,579	43,818
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	136,804	195,803
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	(1)新株予約権付社債 第2回無担保転換社債型 新株予約権付社債(額面金額300,000千円) 第4回無担保転換社債型 新株予約権付社債(額面金額50,000千円) これらの詳細については、第4提出会社の状況1株式の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりです。	

第3 四半期会計期間

前第3 四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3 四半期会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額() 206.47円	1株当たり四半期純利益金額 105.18円
なお、潜在株式数調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 91.98円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3 四半期会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3 四半期会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
四半期損益計算書上の四半期純利益及び損失() (千円)	37,074	20,593
普通株式に係る四半期純利益及び損失() (千円)	37,074	20,593
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	179,563	195,803
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	(1) 新株予約権付社債 第2回無担保転換社債型 新株予約権付社債(額面 金額300,000千円) 第4回無担保転換社債型 新株予約権付社債(額面 金額50,000千円) これらの詳細については、 第4提出会社の状況1株 式の状況(2)新株予約権 等の状況に記載のとおり です。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について引き続き賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っておりますが、当第3 四半期会計期間末におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月4日

アビックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板谷 宏之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 雅史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアビックス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第21期事業年度の第3四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アビックス株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月3日

アビックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板谷宏之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野雅史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアビックス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第22期事業年度の第3四半期会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アビックス株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。